

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： そら豆キッズ	種別：放課後等デイサービス・児童発達支援センター	
代表者氏名： 入山 達也	定員（利用人数）： 20名（97名）	
所在地： 愛知県一宮市北丹町2番地		
TEL： 0586－64－6362		
ホームページ： URL：http://www.kasinoki.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成23年 5月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人樫の木福祉会		
職員数	常勤職員： 6名	非常勤職員： 13名
専門職員	（管理者） 1名	（児童発達支援管理責任者）1名
	（保育士） 7名	（児童指導員） 3名
	（支援員） 6名	（訪問支援員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 室	（設備等） 訓練室、相談室、トイレ
		静養室

③理念・基本方針

★理念

・法人

「ひとり ひとり ひかる」 地域の中で豊かな暮らしをめざして

・施設・事業所

「あなたらしさ応援団」 こどもたちにワクワクした未来を

★基本方針

ひとり一人の願いや思いに寄り添い、子どもたちが大人になったときに、それぞれが希望する暮らしが、できる限り困らずにできるよう、就園期及び就学期の障害児を対象に、子どもたちの発達状況や生活環境、ライフステージに応じた、適切かつ効果的な子ども本人への発達支援並びに家族支援が行えるように活動していくとともに、地域支援を実施していくことを目的とします。

地域の中での生活を軸に考え、発達状況に応じた様々な遊びや課題を提供し、子どもたちが他者との関わり、楽しい経験の積み重ねの中で、日常生活の充実し、次のライフステージへの準備を行っていけるよう支援していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・年齢や障害特性などに応じたグループ編成、グループに合わせた活動プログラムの提供。
- ・集団支援の中における個別支援。
- ・気軽に相談等できる事業所の雰囲気づくり。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4 年 5 月 2 5 日（契約日） ～ 令和 5 年 8 月 1 日（評価確定日） 【 令和5年2月28日・3月6日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	3 回 （平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆児童発達支援管理責任者の八面六臂の活躍

児発管（児童発達支援管理責任者）の責任感は強く、実質的な管理者としての働きを見せけている。「放課後等デイサービス」をはじめ「保育所等訪問支援事業」や「児童発達支援事業」の3事業それぞれの中心に立って職員を牽引している。少数精鋭の職員集団であり、児発管の方針等は職員間に浸透している。

◆コロナ下における福祉ニーズの把握

コロナ禍によって対外的な活動は縮小を余儀なくされているが、事業所として「保育所等訪問支援事業」や「児童発達支援事業」を行っており、地域の福祉ニーズは様々なチャネルから入ってくる。相談支援事業所とも連携は密であり、市の自立支援協議会にも参加して情報を取得している。実質的な事業所トップである児発管がこれらに主体的に関わっており、情報量に不足はない。

◆子どもの安全を守るために

子どもの所在の確認が甘く、子どもの生命が奪われるという他県の痛ましい事故（事件）を反面教師とし、当事業所では職員の連携をシステム化して事故防止に努めている。保護者から提出されるひと月分の利用日や学校へのお迎え時間を踏まえ、子どもの送迎を誰が担当するかを、一覧表にして職員間で共有している。また、保護者から利用日前や当日に欠席連絡が入った場合には、分かりやすくするために一覧表に赤ペンで修正を行い、支援にあたる職員が把握できるようにしている。屋外支援や送迎時には、職員は必ず携帯電話を所持し、万全の連絡体制をとっている。

◇改善を求められる点

◆過重労働の改善

放課後等デイサービス事業と並行して児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業が展開されている。それらの3事業の管理・運営が1名の児発管に委ねられており、勤務時間や職務内容から「相当な激務」と考えられる。「働きやすい職場作り」を目指すためにも、適正な職員数を確保し、適切な職務分担による事業運営面の改善が急務である。

◆勉学のための適切な環境を

曜日によって小学生、中学生、高等部のクラスに分かれている。子どもの年齢や曜日に合わせて部屋を使い分けているが、音や声を遮蔽する構造とはなっていない。学校の宿題を行う時間が設けられているが、集中して勉強する場所がないことが課題である。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員の働く環境、働きやすさなどは、以前から課題として挙がってはいるが、改善できていない状況が続いている。法人と現状を共有しながら、現場で工夫できるところは工夫しながら環境を整え、職員が気持ちよく意欲的に仕事に取り組めることで支援等が充実し、お子さん、保護者の方に還元できるようにしていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（63項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	放デ 1	④ ・ b ・ c
<コメント> 事業所の理念（「あなたらしさ応援団」～こどもたちにワクワクした未来を～）が、パンフレットの表紙最上段に記載されている。少数精鋭の職員集団が、この思いを胸に置いて支援にあたっている。この姿勢を保護者も評価しており、保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、90%の肯定率を示した。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	I-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	放デ 2	④ ・ b ・ c
<コメント> 全国的に事業運営の不正事案が後を絶たない業種ではあるが、実質的な管理者である児発管（児童発達支援管理責任者）を中心に質の高い支援を行っている。児発管は、常に厚労省、県、市のホームページで事業者向け情報をチェックし、事業運営に益する情報の収集を怠らない。市の自立支援協議会の子ども部会が主催する会議や研修にも積極的に参加している。			
	I-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	放デ 3	a ・ ④ ・ c
<コメント> 11年前に放課後等デイサービスの単体事業として開設され、途中で保育所等訪問事業が併設され、さらに今年度からは児童発達支援事業が加わった。3事業が多機能事業所として運営され、実質的な管理者である児発管が獅子奮迅の働きを見せている。一方で、この3事業一極管理が大きな課題となっている。児発管の周囲で、内部コミュニケーションの不調が見え隠れしている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	放デ 4	a ・ b ・ ㉔
<コメント> 法人の中・長期計画は策定されているが、事業所の中・長期計画はない。児発管の業務多忙によって、中・長期計画の策定に取り組む時間的な余裕がないことが原因とも言える。3事業の児発管業務を他の職員に分かつことが必要ではあるが、まずは児発管の思い描く3年後、5年後の「そら豆キッズのあるべき姿」を明文化した中・長期計画を策定することが望まれる。			
	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	放デ 5	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> 事業所の中・長期計画がないことから、前年度の事業計画を評価・見直しして、その結果を次年度計画に反映させている。事業計画に掲げる重点項目には、可能な限り数値目標や具体的な到達点を定めて取り組むことが望ましい。また、数値目標や具体的な到達点を定めることにより、期中の進捗確認や年度末の終了時評価が曖昧になることを防止できる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	放デ 6	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 毎月3事業合同の職員会議があり、さらにそれぞれの事業別に月間4回の会議を持っている。それらの会議体を活用し、職員意見を集めている。今年度は会議で話し合う時間が取れなかったため、職員アンケートを行って意見収集を図っている。児発管の主導とはなるが、それらの意見を参考にして事業計画が作成されている。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	放デ 7	② a ・ b ・ c
<コメント> 保護者アンケートによる「事業計画の保護者周知」の肯定率は高く（８３％）、保護者の半数以上が「パンフレットによる丁寧な説明」と答えている。「何度も見学した」や「実際の支援の現場を見せてもらった」等の記述もある。地域において、放課後等デイサービスとしては後発であり、利用者獲得のための、児発管らの保護者に対するひたむきな姿勢が共感を呼ぶこととなった。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 放課後等デイサービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	放デ 8	a ・ ② b ・ c
<コメント> 第三者評価を定期的に受審し、今回が４回目の受審となる。法令で定められた自己評価も行われており、ホームページ上に掲載されている。毎月の職員会議に加え、事業ごとに「支援内容」「プログラム検討」「モニタリング」「個別支援計画」と、毎月目的別の部門会議を行い、質の向上に取り組んでいる。兼務による児発管の会議不参加が課題となっている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	放デ 9	a ・ ② b ・ c
<コメント> 第三者評価や自己評価によって、事業所としての課題の認識には至っている。しかし、業務の煩雑さに加えて、今年度は新たな事業（児童発達支援）に取り組むこととなったため、計画的な改善活動の実施には至っていない。PDCAサイクルとしての、C（チェック・評価）とA（アクション・改善）のプロセスが弱い。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	放デ 10	a . ㉔ . c	
<コメント> 児発管が実質的な管理者業務を行っており、この項目以降の4項目は「管理者」を「児発管」に置き替えて評価する。児発管の責任感は強く、放課後等デイサービスをはじめ3事業それぞれの中心に立って職員を牽引している。少数精鋭の職員集団であり、児発管の方針等は職員間に浸透している。「運営規程」の「職務の内容」に関して、実態に即した記載が求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	放デ 11	a . ㉔ . c	
<コメント> 児発管は、常に厚労省、県、市のホームページで事業者向け情報をチェックし、事業運営に関連する法令等の改廃を注視している。近年「児童福祉法」や「障害者総合支援法」等の基幹的法規の大きな改正はなく、コンプライアンスに関する事業所内の研修や勉強会は行われていない。法令順守の職員意識を醸成するため、定期的なコンプライアンス研修の実施が望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 放課後等デイサービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	放デ 12	㉔ . b . c	
<コメント> コロナ禍によって利用率が低下する等、利用する子どもや保護者のモチベーションが下がっている。それを防ぐため、児発管は様々な施策を講じている。複合施設（かしの木サポートプラザ）としての夏祭りは中止となったが、キッチンカーを呼んで子どもに満足感を与えた。適宜子どもの利用日（クラス）の組替えを行い、過ごしやすい居場所づくりにも配慮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	放デ 13	a . ㉔ . c	
<コメント> 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問の3事業について、職員は専従であるが児発管は兼務となっている。昼間は児童発達支援で業務をこなし、夕方からは放課後等デイサービスで勤務する。児童発達支援の会議が夕方に行われ、放課後等デイサービスの会議は昼間に行われる。質の向上のための会議参加が滞り、内部コミュニケーションにも課題が生じている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	放デ 14	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> アルバイトの学生に関しては事業所に採用権があるものの、正規職員やパート職員に関しては、法人本部が主管して採用・確保を行っている。事業所で必要とする職員の採用・配属を法人本部に申告しているが、充足するに至っていない。特に児発管の配属が急務であり、1名の職員の3事業の児発管（実質的な管理者）兼務を解くことが喫緊の課題である。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	放デ 15	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 法人としての人事制度が確立しておらず、これまで幾度となく人事考課制度の導入が試行段階で頓挫している。目標管理は、職員の次年度の就業意向を確認する「ヒアリングシート」を活用して行われている。法人主導で、キャリアパスを構築し、人事考課制度や目標管理制度と一体化した総合的な人事制度の確立を目指すされたい。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	放デ 16	a ・ b ・ ㉔	
<コメント> 放課後等デイサービス事業と並行して児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業が展開されている。それらの3事業の管理・運営が1名の児発管に委ねられており、勤務時間や職務内容から「相当な激務」と考えられる。「働きやすい職場作り」を目指すためにも、適切な職員数を確保し、適正な職務分担による事業運営への改善が急務である。			

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	放デ 17	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 「目標管理シート」を使った目標管理を行っているが、事業運営の実質的な管理者である児発管の業務が繁忙を極め、定期的な進捗管理が行われていない。児童発達支援事業の稼働時間帯に放課後等デイサービスの会議があり、放課後等デイサービス事業の稼働中に児童発達支援の会議が設定されている。児発管が会議に参加するための方策を考えられたい。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	放デ 18	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 新任研修やスキルアップ研修、管理職研修、各種テーマ別研修等が法人主導で計画されており、職員は計画に沿って研修に参加している。しかし、法人内に同業事業所が存在しないため、支援の現場で必要となる職種別研修は行われていない。事業所独自の研修体系を構築することを期待したい。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	放デ 19	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面研修がなくなってリモート研修が主体となっている。その分、職員の研修参加が容易となっているが、研修への参加は正規職員がほとんどであり、職員間の研修参加にばらつきがあることは否めない。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	放デ 20	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 「実習生を受け入れるにあたって」との手順書があり、受け入れる目的等も明記されている。それに沿って継続して実習生を受け入れてきた経緯はあるが、コロナ禍に配慮し、さらに児童発達支援事業が開始されたことに伴い、今年度は実習生の受入れを自粛している。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	放デ 21	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人のホームページで理念や事業の現況報告を公開し、事業所のホームページで事業の内容を詳しく伝えている。「福祉サービスに関する苦情解決規程」があり、その記述では「事業報告書」「広報誌」を使って苦情解決の状況を公表することとしているが、ホームページを活用して情報公開することを検討されたい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	放デ 22	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人のルールに従って、事務や経理、契約、取引、購買等の業務が執行されている。現金出納は5万円を限度とする小口現金制を敷き、管理者が決裁権を持ち、児発管が出納業務を担当していることから内部牽制は図られている。定期的な法人監事による現地内部監査が実施されておらず、改善を求めたい。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 放課後等デイサービスと地域との交流を広げるための取組を行っている。	放デ 23	a ㊦ c
＜コメント＞ かつては同じ建物内にある同法人が運営する就労継続支援B型事業所の喫茶店で、地域の子どもの家族連れと交流することもあったが、コロナ禍以降はその取組みも中断している。社会性を伸ばさせるためにも、子ども（利用者）同士で遊ぶことや不特定多数の大人と関わることを試みてはいるが、現時点では結果が出ていない。			

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	放デ 24	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「ボランティア受け入れについて」の手順書があり、学生ボランティアを継続して受け入れている。子どもが多様な職種や異年齢の人たちとの関わりを持つためにも、学生ボランティア以外のボランティア受入れを推進されたい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 放課後等デイサービスとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	放デ 25	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 子どもが日中を過ごす教育機関（小学校、中学校等）との連携は密である。定員１０名の放課後等デイサービスに、５２名の子どもの登録（利用契約）がある。教育機関も多岐にわたるが、必要があれば学校の教師と面談する等の対応をしている。子どもに関わる医療機関に関しては、個人ファイルに整理して記載されている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	放デ 26	㉔ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって対外的な活動は縮小を余儀なくされているが、事業所として「保育所等訪問支援事業」や「児童発達支援事業」を行っており、地域の福祉ニーズは様々なチャネルから入ってくる。市の自立支援協議会にも参加し、情報を取得している。実質的な事業所トップである児発管がこれらに主体的に関わっており、情報量に不足はない。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	放デ 27	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育所等訪問支援事業では、訪問先の保育園の職員（園長、保育士）からの育児相談に対応している。保護者の都合により、午前中から子どもを預かることもある。現在利用する子どもは週に１回の利用に限定されており、複数日の利用を望む保護者の声は多い。放課後等デイサービス事業の拡大や新規開設等、地域の福祉ニーズに応えるべく、法人としての方向性を明確に示されたい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	放デ 28	a . b . c	
＜コメント＞ 子どもや保護者を尊重したサービス提供については「法人基本理念」や「障害児支援の基本理念」「基本方針」に明示されている。新任職員は入職後、新規採用者研修により周知を図り、その際には資料を配付している。保護者には「重要事項説明書」を用いて説明を行っている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	放デ 29	a . b . c	
＜コメント＞ トイレは男女別の個室になっている。令和4年度から開始した児童発達支援事業は、未就学児の利用となるため、新たに子どもにあったトイレや着替えを行う場所を用意し、放課後等デイサービスの子どものみ使用ができるようになっている。現在、男性職員がいないため男児の排泄や着替えの支援を女性職員が行うことが課題となっている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後等デイサービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	放デ 30	a . b . c	
＜コメント＞ ホームページで情報を提供しているほか、事業所を紹介するパンフレットが用意されている。保護者から直接見学希望の電話がある場合と、相談支援事業所の職員からの問い合わせから見学になる場合がある。見学の際には室内の見学のほか、パンフレットを用いて説明を行っている。			
Ⅲ-1-(2)-② 放課後等デイサービスの開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	放デ 31	a . b . c	
＜コメント＞ 見学後に利用希望があった場合は面談を行い、保護者の要望や子どもの様子を聞き取り、体験利用を行っている。体験利用後、利用の希望があった場合は契約時に「重要事項説明書」を用いて説明を行い、誰が説明を行ったかを「重要事項説明書」の中に記録として残している。			
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	放デ 32	a . b . c	
＜コメント＞ 他の福祉施設・事業所への変更については、利用する子ども一人ひとりが週1回の利用のため、現在は他の福祉施設・事業所への変更はない。高等部を卒業して放課後等デイサービスの利用が終了する際、次に支援する事業所にどこまで情報を提供するのか検討が望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	放デ 33	a . b . c	
＜コメント＞ 年に1回、年度末に放課後等デイサービスのガイドラインに沿って保護者にアンケートを行っている。保護者アンケートの結果は集計され、次年度への課題としている。また、年1回自己評価を行い、自己評価の結果はホームページで公表をしている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	放デ 34	a . b . c	
＜コメント＞ 苦情解決のマニュアルがある。保護者には苦情解決について、利用開始時に「重要事項説明書」の中で説明を行っている。保護者から苦情があった場合は決められた様式に記載し、ファイルに綴じている。保護者にフィードバックするだけでなく、事業運営の透明性を確保するためにどのように情報公開をするのか、検討が望まれる。			

Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	放デ 35	① . b . c
<コメント> 子どもを送り届けた時の保護者との会話の中や連絡ノートから相談がある場合が多い。相談や意見があった場合は、パソコン上の個人の記録の中に打ち込むほか、事業日誌に残し、職員間で共有している。また、保護者は送迎時や連絡ノートのほか、メールで相談ができるようになっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	放デ 36	① . b . c
<コメント> 保護者からの相談等に対し、その場で答えられない内容については持ち帰って検討を行っている。相談や意見の内容によっては相談員と連絡を取り合ったり、後日個別で子どもを交えて面談を行ったりしている。また、半年に一度法人内で行われる会議の中で振り返りを行っている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	放デ 37	① . b . c
<コメント> リスクマネジメントの対応として、「事故防止対応マニュアル」や「行方不明対応マニュアル」「熱中症対応マニュアル」などがある。日頃の支援の中で職員の気が付いたことは記録に残して職員間で話し合いを行い、検討を行っている。また、送迎時や外出時には、支援する職員全員が携帯電話を持って出かけ、いつでも連絡が取れるようにしている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	放デ 38	a . ② . c
<コメント> コロナ感染症に関してのマニュアルがある。このマニュアルは、年度途中でも日中を過ごす教育機関の対応に合わせて変更を行っている。利用時に体調がすぐれなくなった場合は、静養室で休むことができる。児童発達支援事業の利用児は年齢も低く、かかりやすい感染症も多くある。コロナだけではなく、低年齢の子どもを含めた感染症マニュアルの整備が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	放デ 39	a . ② . c
<コメント> 地理的に洪水の被害が出ることがないため、毎月1回、地震や火災についての避難訓練を実施し、避難経路の確認を行っている。避難訓練の結果は記録として残している。職員は避難訓練の結果を確認できるが、避難訓練に参加できなかった子どもについて、どのように避難訓練の意味を知らせていくか 検討が望まれる。		
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 発達支援について標準的な実施方法が文書化され発達支援が提供されている。	放デ 40	a . ② . c
<コメント> 標準的な実施方法は、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に基づいて支援が行われているため「個別支援計画」で対応を行っている。「個別支援計画」の内容を踏まえて日々の支援を実践している。どの子どもに対しても同じ支援をする項目をまとめ、支援の手順書（マニュアル）としてまとめることを期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	放デ 41	a . ② . c
<コメント> 見直しについては「個別支援計画」は半年に一度、保護者との面談やアセスメントを行い、新たな「個別支援計画」の作成を行っている。また、保護者から相談があった場合は、半年の期間にとらわれずに変更を行っている。変更された「個別支援計画」は保護者の確認・同意を得ている。各種マニュアルに関しても、定期的に見直す機会を設けられたい。		
Ⅲ-2-(2) 子どもに対する個別支援計画（児童発達支援計画）が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① 個別支援計画（児童発達支援計画）を適切に作成している。	放デ 42	① . b . c
<コメント> 利用が決定した場合は、保護者から提出された「アセスメントシート」を使い、相談支援専門員と児童発達支援管理責任者、保護者の3者で面談を行い、保護者から出された要望などを基に児童発達支援管理責任者が「個別支援計画」を作成している。作成された「個別支援計画」の原案は職員で検討を行っている。		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画(児童発達支援計画)の評価・見直しを行っている。	放デ 43	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 半年に1度行われる「個別支援計画」の見直しについては、前回に作成された「個別支援計画」のモニタリングを行い、次の半年間の「個別支援計画」の原案を作成している。この原案について、職員で検討会議を行っている。「個別支援計画」の作成は誕生月からの半年になるため、モニタリングや面談の時期に漏れないように一覧表を作成している。		
Ⅲ-2-(3) 発達支援実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する発達支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間共有化されている。	放デ 44	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの個人別のファイルには保護者から提出された書類(アセスメント表・フェイスシート)・モニタリング・「個別支援計画」などが綴じられている。ファイリングは児童発達支援管理責任者が行っており、個人ファイルはアルバイトの職員も事務室で見ることができている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	放デ 45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「個人情報取り扱い」や「写真の取り扱い」により、子どもの個人ファイルは事務室で保管・管理を行っている。また、実習生の受入れをする際には、実習生が所属する大学等の養成校に個人情報に関する同意書の提出を求めている。保護者に対しても、「個人情報の取り扱い」についての説明や情報開示の説明が望まれる。		

【内容評価基準】

A-1 発達支援

		第三者評価結果	
A-1-（1） 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
A-1-（1）-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	放デ 46	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 曜日によって小学生、中学生、高等部のクラスに分かれている。年齢や利用曜日に合わせて部屋を使い分けており「児童発達支援」の部屋には身体を休めることができるよう、マット以外に布団が用意されている。学校の宿題を行う時間が設けられているが、集中できる場所がないことが課題となっている。			
A-1-（2） 放課後等デイサービスにおける発達支援			
A-1-（2）-① 子どもが放課後等デイサービスに自ら進んで通い続けられるように支援している。	放デ 47	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 一日の活動の流れの中で、一人ひとりの子どもが興味を持てるようにクッキングや制作、運動などを用意している。評価当日はクッキー作りを行っており、食べる前には嬉しそうに手洗いに行く姿を見ることができた。また、コロナ禍前には、子どもが法人主催の夏祭りにボランティアとして参加し、出店している屋台の手伝いを経験したり、人との関わりを経験したりしていた。			
A-1-（2）-② 子どもの出欠席を把握し、適切に支援している。	放デ 48	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 保護者から提出されるひと月分の利用日や学校へのお迎え時間を踏まえて、子どもの送迎はどの職員が担当するかを、一覧表にして職員間で共有している。また、保護者から利用日前や当日に欠席連絡が入った場合は、分かりやすくするために一覧表に赤ペンで修正を行い、支援にあたる職員が把握できるようにしている。			
A-1-（3） 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする発達支援			
A-1-（3）-① 障害のある子どもであることに留意し、子どもの主体性が尊重されているかを重視する。	放デ 49	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 活動の流れが理解できるよう、室内にあるホワイトボードにフリガナをふった文字だけではなく、写真やイラストを用いてその日のスケジュールを知らせている。また、保護者には連絡帳で課題や活動中の様子、自由時間の過ごし方を知らせている。			
A-1-（3）-② 日常生活に必要なとなる基本的な生活習慣を取得できるように支援している。	放デ 50	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 手洗いについては、一緒に行ってやり方を知らせたり声掛けや見守りを行ったりしている。個別に対応が必要な排泄や着替えについては、子どもの発達に合わせ、支援が必要な子どもについては職員がそばにつき、一緒に行いながらそれが習慣となるように支援している。			
A-1-（3）-③ 子どもが障害や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように支援している。	放デ 51	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 年齢や発達に合わせて部屋が用意されている。それぞれの部屋には発達に合わせたブロックや絵本、パズル、複数人で遊ぶことができるようなボードゲームなどが用意されている。自由遊びの過ごし方として、園庭の固定遊具で遊んだり室内の玩具で遊んだり、好きな遊びが選択できるようになっている。			
A-1-（3）-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように支援している。	放デ 52	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 月1回行われるクッキングでは、全員が参加できるように子ども同士で話し合いを行い、役割を決めている。また、調理器具を順番に使えるよう、声掛けなどの支援を行っている。自由遊びの際には、子ども同士が同じ遊びを楽しむことができるよう、複数人で行うゲームを用意したりボール遊びや鬼ごっこができるようにしている。			
A-1-（3）-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように支援している。	放デ 53	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 言葉は出るが表現することが苦手な子どもには、職員が提案をしたり、こんな時はどうするのかなどの言葉掛けをしたりして、子ども同士が自分の意見を言ったり、人の話を聞くことができる場面を設定している。また、言葉の出ない子どもには、絵カードや写真、実物で表現できるようにしている。			

A-1-(4) 固有の支援を必要とする子どもへの適切な発達支援			
A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。		放デ 54	a . ㉞ . c
<コメント> 法人の基本理念が「ひとり ひとり ひかる」となっている。入職後、新規採用者研修を行い、職員としての義務や責任の他、障害の特性や疾病について学ぶ機会を設けている。年度途中で入職した職員に関しては、入職時での研修が行われていないため、それが課題となっている。			
A-1-(4)-② 障害のある子どもの発達支援に当たっての留意点を踏まえ、発達支援を行っている。		放デ 55	㉞ . b . c
<コメント> 活動の流れの中で、子ども一人ひとりの発達に合わせて職員が用意する課題がある。その日の様子は事業日誌に残したり、パソコン上の個人記録に記録したりしている。また、半年に1回行われる保護者との面談の際に、家庭環境を含め、変更点はないか確認を行っている。			
A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。		放デ 56	㉞ . b . c
<コメント> 医療的なケアが必要な子どもはいないが、アレルギーや持病（基礎疾患）に関しては、保護者から提出された「アセスメント表」や医師が作成した「指示書」によって対応を行っている。医師との連携の他、子どもを担当する相談支援専門員とも連携を取り、一人ひとりの発達や障害特性に合わせて計画を立てている。			
A-1-(5) 安全と衛生の確保			
A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。		放デ 57	㉞ . b . c
<コメント> 複数のおやつを用意し、子どもが自分で食べたいものを3つ選ぶことができるようになっている。アレルギー児については、おやつを別の容器に用意し、そこから選ぶようにしている。また、子どものリクエストに応えたり、食べたくない子どもやおやつを自宅に持ち帰りたい子どもにも対応している。			
A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。		放デ 58	㉞ . b . c
<コメント> おやつの提供やクッキングがあるため、学校に提出する書類と同じものを使って、保護者にアレルギーの有無を確認している。アレルギー児が同じメニューでクッキングに参加できるよう、材料について再度、確認を行っている。また、クッキングに参加する際には道具を別に用意している。			
A-1-(6) 安全と衛生の確保			
A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。		放デ 59	㉞ . b . c
<コメント> 園庭に設置されている固定遊具の点検を専門業者に委託し、2年に1度行っている。室内で使用する遊具、玩具については、使用する前に職員が点検を行っている。また、一人ひとりの発達や年齢に合わせて用意する個別課題については、準備をする段階で破損がないかを確認したり消毒を行ったりしている。			
A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。		放デ 60	㉞ . b . c
<コメント> クッキングを行う前日に、職員が調理器具や食器などの用具の点検を行い、安全確認を行っている。当日は、クッキングを始める前に職員、子どもたちの手洗い消毒やクッキングに使用する机の消毒を行っている。また、週に1度、隣接するカフェの食洗機を使用して洗浄や乾燥を行っている。			

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果	
A-2-(1) 保護者との連携			
	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	放デ 61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者の迎えの時や送りの際には、その日の様子を正確に伝えている。また、言葉でのコミュニケーションを取ることが難しい子どもには、絵カードを用意している。保護者と一緒に必要な絵カードを考え、子どもの個別性にも配慮している。現在、コロナ禍で保護者が子どもと一緒に参加する活動や行事がないため、これから検討していく予定である。			

A-2-(2) 学校との連携		
A-2-(2)-①	子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	放デ 62
① a . b . c		
<コメント> 個人情報保護のため、学校には下校の方法（事業所利用）について保護者から伝えられている。事業所へは、下校時間や学校の行事予定を保護者が知らせている。それぞれの学校へのお迎えになっているため、お迎えに行った際に担任の先生から学校での様子を聞いたり、事業所での様子を知らせたりと、学校との双方向の情報交換はできている。		

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A-3-(1)-①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	放デ 63
① a . b . c		
<コメント> 虐待が疑われる場合は、児童相談所や子どもを担当する相談支援専門員と連携をとる体制が整えられている。子どもの名前の呼び方については、幼い頃からの呼び名に慣れている子どももいることから、家庭での呼び方を尊重しつつ、年齢、学年によっては就労に向けて呼び方を変える理由を子どもに説明している。虐待についての法人内研修は、アルバイトを含めて実施されている。		